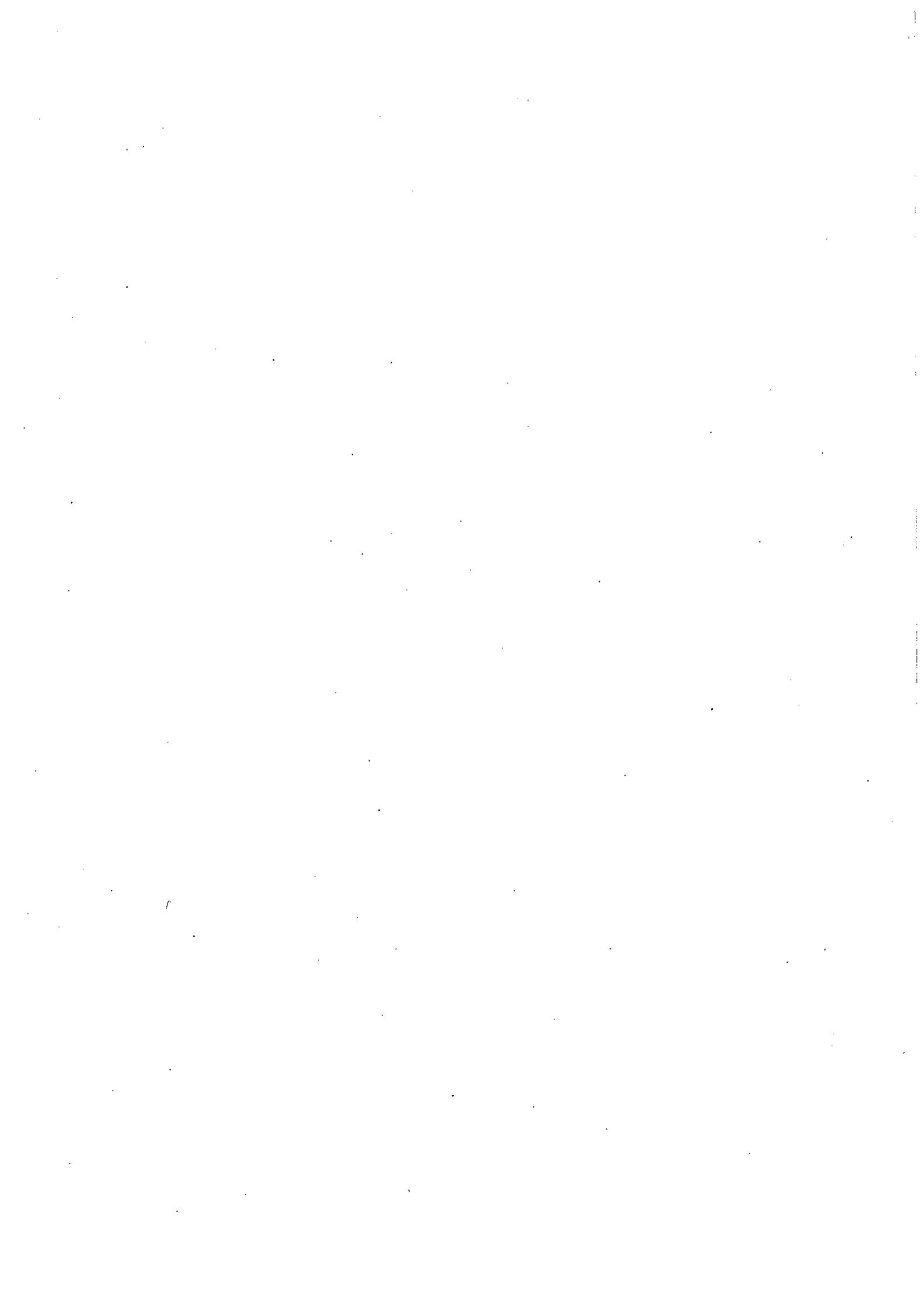


# 監査結果に係る措置状況報告書

(平成26年11月)

東大阪市監査委員



東大阪監査公表第6号

平成26年11月25日

東大阪市監査委員

森田正美

同

牧直樹

同

浜正幸

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第12項及び東大阪市監査事務処理規程第29条第1項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により次のとおり公表します。



# 目 次

総合病院	1
社会教育部	4
学校管理部	7
学 校 園	10



# 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

(第2回目)

1. 通知を行った者

東大阪市病院事業管理者 服 部 一 郎

2. 通知を受けた日

平成26年10月21日

3. 監査結果に関する報告

平成25年2月12日監報第7号 監査結果報告書

4. 監査の対象

総合病院所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（3項目）

所管課	総務課
表題	委託契約事務について
1	<p>委託契約事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>(1) 平成24年8月31日現在、当課が委託契約を結んでいる件数は115件で、そのうち随意契約は113件となっており、委託契約に占める随意契約の割合は約98%である。</p> <p>当院の委託料の決算額は平成22年度 1,833,030,709円、平成23年度 1,797,084,742円で平成24年度の予算額は1,894,726,000円と多額である。</p> <p>地方公共団体の契約締結方法に制限を加えている法令の趣旨を踏まえ、契約方法について検討をされたい。</p> <p>(2) 委託契約において、契約保証金を財務規則第117条第3号により免除（契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）しているが、この免除条項の適用が誤っているものが見受けられた。</p> <p>適正な契約事務をされたい。</p> <p>(3) 患者給食業務委託契約の契約金額は、年間給食予定人員数に給食単価を乗じた予定額としている。一方、毎月の支払いは各月の実食数の請求により行っている。</p> <p>ところで、平成23年度は、契約書第7条に定めている年度末の変更契約の締結が行われていない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(4) 病院収納窓口での診療費等の収納業務は、地方自治法施行令第158条第1項に基づき収納委託されている。</p> <p>ところで、同条第2項に定めている告示及び公表並びに財務規則第30条第5項に定めている収納委託証明書の発行がされていない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	<p>(1) 長期継続契約の条例に該当する業務は、業者切り替え時に長期継続契約を締結し、また、定期的なプロポーザル実施により計画的な契約の見直しを進めて参ります。</p> <p>なお、平成25年度におきましては患者給食業務(長期継続契約)及び経営計画実行支援業務について、平成26年度におきましては情報システム運用管理等業務(長期継続契約)について、プロポーザル方式により契約の見直しをしております。</p> <p>(2) 指摘については、平成25年度委託契約より適正に契約事務をしております。</p> <p>(3) 指摘については、平成24年度より変更契約を締結し、適正に事務処理しております。</p> <p>(4) 指摘については、平成25年度委託契約より地方公営企業法施行令に基づき告示し、適正に事務処理しております。</p>



所管課	総務課
表題	行政財産の目的外使用許可に関する事務について
2	<p>行政財産の目的外使用許可に関する事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 使用料は使用開始前に納付しなければならないが、使用開始後に納付されているもの。</p> <p>(2) 使用許可物件に係る光熱水費の実費負担で、算定を誤っているもの及び使用者への請求がもれているもの。</p>
措置内容 (措置済)	<p>(1) 許可申請者への納期周知を徹底し、適正に事務処理をいたしました。</p> <p>(2) 算定誤り分、請求漏れ分、ともに領収いたしました。</p>

所管課	医事課
表題	未収金及び不納欠損処分について
3	<p>診療費等の未収金及び不納欠損処分の状況は、下記のとおりである。電話による督促、郵便による督促状・催告状の送付、支払相談窓口による分納・延納相談、入院時に連帯保証人欄を新しく設けた入院誓約書を提出させる等未収金を減らす努力をしているが、毎年多額の不納欠損処分が生じている。より一層患者との折衝経過の把握に努め、未収金の発生防止及び回収に努められたい。</p>
措置内容 (改善中)	<p>診療費等の未収金につきましては、未収金管理マニュアルに沿って、電算システムを活用した定期的な督促・催告及び支払相談等の患者面談を実施しており、督促、催告及び相談記録等の患者状況をコンピュータに登録し管理することにより従来より効率よく回収できるよう努力します。</p> <p>患者面談による支払相談において分納等の支払誓約を受け付ける際、連帯保証人を記載した支払確約書を徴しており、債務者の支払いが滞った場合には連帯保証人に対し督促を行っております。</p> <p>入院患者につきましては、「高額療養費限度額」及び出産の方には「出産育児一時金の直接支払い」により自己負担額が軽減されることを説明し、積極的に制度の利用を勧めております。自費診療の場合、高額未収金発生の要因になることから、いち早く患者面接を行って現状等の聴き取りを実施し、健康保険加入や各種公費制度等の利用を促すなど早期の対応を行っていることが未収金の減少に繋がっていると考えております。</p> <p>今後につきましても、督促、催告にも応じない悪質な患者について次回来院時には必ず面談を実施するなどの回収に向けた積極的な取り組みを継続して実施し、それでも応じない場合については法的な手段も視野に入れ未収金及び不納欠損額の減少を図ってまいります。また、発生防止につきましても、さらに効果的な方策を検討するなど、適正な債権管理に努めてまいります。</p>

## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

(第2回目)

1. 通知を行った者

東大阪市教育委員会委員長 戸山 隆明

2. 通知を受けた日

平成26年10月21日

3. 監査結果に関する報告

平成25年2月12日監報第8号 監査結果報告書

4. 監査の対象

社会教育部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項 (6項目)

所管課	青少年スポーツ室
表題	学校体育施設等開放事業委託契約について
1	<p>住民のスポーツレクリエーション活動の促進、体力づくり、健康づくり、相互の連帯を増進するため、体育施設等開放運営委員会と委託契約を締結し、市立小学校の体育施設等を開放している。</p> <p>ところで、この委託契約において、以下の留意すべき事項が見受けられた。適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 委託契約書に住所の記入がないもの。                  (2) 事業報告書の提出が遅れているもの。                  (3) 事業報告書に日付のないもの。                  (4) 収支精算書の記載内容が明確でないもの。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) 記入漏れについては、適正に処理いたしております。                  (2) 引き続き、各運営委員会に対しては、強く指導を行ってまいります。                  (3) 記入漏れについては、適正に処理いたしております。                  (4) 引き続き、各運営委員会に対しては、強く指導を行ってまいります。また、平成26年度に説明資料を改正し、事業報告(収支精算含む)の記載について、例示・注意事項をお示ししております。</p>

所 管 課	青少年スポーツ室
表 題	プール開放事業委託契約について
2	<p>水泳を通じて、体力づくり・健康づくりをすすめ、健全な育成を期するため、プール開放運営委員会と委託契約を締結し、市立学校プールを地域の児童に開放している。</p> <p>ところで、この委託契約書において定められた事業報告書について、提出が遅れているもの及び記載もれのものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	<p>提出の遅延につきましては各運営委員会に対して指導を続け、平成25年度及び平成26年度においては適正に処理いたしました。</p> <p>記載漏れにつきましては、適正に処理いたしました。</p>

所 管 課	青少年スポーツ室
表 題	留守家庭児童育成事業について
3	<p>留守家庭児童育成クラブ(以下「育成クラブ」という。)は、放課後等に保護者が家庭にいない小学校低学年等の児童を対象に、自治会代表、PTA代表、社会教育関係者、保護者代表及び学校長等で構成される運営委員会により、保護者からの負担金と市の助成金で運営されている。当室は、育成クラブ運営経費の使途基準を定め、助成金を支出しているが、運営経費の使途及び事務処理で、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 不適切な支出と思われるもの。</p> <p>(2) 実績報告書に添付すべき領収証書が添付されていないもの。</p> <p>(3) 「助成金交付の手引き」のとおり金銭出納帳に事業費関係と運営委員会運営費関係を区別して記入していないもの。</p> <p>(4) 金銭出納帳に記入もれがあるもの。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) 会計事務説明会において事例をあげて指導しましたが、平成25年度においても一部不適切な支出がありました。不適切な支出金につきましては、返還を求めてまいります。また、引き続き会計事務の個別指導を行ってまいります。</p> <p>(2) 会計事務説明会において、助成金の事業報告の際には領収書の添付が必要であること、また、会計監査の手引きを制定し適正な処理を行なうよう指導してまいりました。しかし、平成25年度においても一部領収書が添付されていない支出がありました。領収書に替わる書面の添付を求めてまいります。</p> <p>(3) 会計事務説明会において、「助成金交付の手引き」どおり強く指導いたしましたが、平成25年度においても区分記帳していないクラブが一部見受けられました。区分記帳の実行を強く求めてまいります。</p> <p>(4) 指摘を受け記入もれがあることをクラブに指摘し、訂正を指導いたしました。引き続き記入もれがないよう指導してまいります。</p>

所管課	文化財課
表題	報酬の支給事務について
4	<p>文化財保護審議会委員報酬については、報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項により年額23,000円と定めている。さらに、同条例第3条第3項で、「年額による報酬は、4月1日から翌年3月31日を計算期間とし、その全額を3月に支給する。」と定めている。</p> <p>ところで、平成24年度の委員報酬が平成24年5月17日に支給されている。適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	平成25年度の委員報酬については、平成26年3月31日に支給いたしました。

所管課	図書館（共通）
表題	館外利用図書について
5	<p>貸し出された資料（貸出図書）のうち、3図書館2分室及び移動図書館を合わせた未返却本は、平成24年11月末現在で4,428冊となっている。</p> <p>利用期間の延長の申し出もなく、利用期間の2週間が経過した後に返却されない場合は、はがき等で早期返却を促している。また、平成22年6月から、2ヶ月を超える延滞資料がある場合には、インターネットサービスでの予約及びリクエストの受付を制限しているが、未返却本の解消には至っていない。</p> <p>図書館運営及び財産管理の上からも、周辺自治体の状況を勘案しながら利用条件等を再検討するなど、一層の努力をされたい。</p>
措置内容 (改善中)	平成22年6月から延滞資料のある利用者に対して、インターネット予約において新たな予約を受け付けない制限を課しておりますが、今後も引き続き、周辺自治体の状況を勘案しながら、未返却本の解消に向け、図書館の正しい利用を図ってまいりたいと考えております。

所管課	花園図書館
表題	消防施設の整備について
6	<p>図書館の消防用設備については、保守点検会社より前年度に引き続き不備、不良箇所の報告を受けている。市民が利用する施設であることから、災害を未然に防止するため、適切な施設整備を図られたい。</p>
措置内容 (措置済)	消防用設備の整備については、完了いたしました。

## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

(第2回目)

1. 通知を行った者

東大阪市教育委員会委員長 戸山 隆明

2. 通知を受けた日

平成26年10月24日

3. 監査結果に関する報告

平成25年3月26日監報第12号 監査結果報告書

4. 監査の対象

学校管理部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（3項目）

所 管 課	学事課
表 題	奨学資金について
1	<p>就学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び大学の修学が困難な者に対し「奨学資金貸与条例」に基づき、奨学資金を貸与している。</p> <p>その貸与事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 貸与を受けようとする際に提出しなければならない奨学生願書において、記載内容に不備のあるもの。</p> <p>ア 両親がいる場合は親権者欄に両方を記載する必要があるが、一方の記入しかないもの。</p> <p>また、親権を行使できないときは斜線を引くことになっているが引かれていないもの。</p> <p>イ 奨学金の貸付決定を受けた者の中で、理由欄への記載が「奨学生志望のしおり」で求めている内容（詳しい記述で欄内の8割以上の記入）を満たしていないもの。</p> <p>(2) 平成25年1月10日現在の奨学資金貸付金に係る返還金の収入未済額は、86,649,527円となっている。</p> <p>収入未済額の年度別残高を見ると、21年度 85,396,900円、22年度 88,042,800円、23年度 97,260,517円と毎年度増加している。</p> <p>文書、電話、臨戸訪問による督促、また、債権回収会社による徴収等を行っているが、返還金は次の貸付希望者の原資となることから、未収金の回収については、より一層努力されるとともに、適切な債権管理をされたい。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) ア 適正に事務処理を行っております。</p> <p>イ 「8割以上の記入してください。」という記載から「奨学金の必要な家庭事情を詳しく記入してください。」に変更しました。</p> <p>(2) 平成26年度におきましても、現年度滞納者への集中的な督促（電話督促・訪問督促）や、未収金特別対策室と連携し、簡易裁判所の「支払督促」手続を利用した債権回収を行っております。また、平成25年度の後期に債権回収にかかわるスケジュール管理等のノウハウを未収金特別対策室より教示していただいたところであり、今後もそのことを活かした債権回収の取り組みを行ってまいります。</p>

所管課	学事課
表題	就学援助費過払いに係る返還金の収入未済金について
2	<p>当課では、児童生徒就学援助条例に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行っている。</p> <p>就学援助の認定を受けた保護者に対し、7月下旬に就学援助費1年分を一括して支給しているが、途中で認定を取り消したときは、既に支給した就学援助費を返還させている。</p> <p>この就学援助費過払いに係る返還金（以下「返還金」という。）の事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>(1) 平成24年12月31日現在の返還金の収入未済額は、平成18年度以降の発生分だけでも1,352,000円となっている。平成21年度の定期監査でも指摘しているが、適正な債権管理を行い、収入未済金の早期回収に努力されたい。</p> <p>(2) 返還金が出納閉鎖期日までに納付されていないときは、出納閉鎖期日の翌日をもって調定しなければならないが、収納後に事後調定が行われている。</p> <p>債権管理の上からも、適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) 就学援助費過払いに係る返還金に関しては、今後とも、その発生原因である転出情報の確認は、逐一行っており（毎月当初の学校からの異動報告書に基づき、対象者をチェックしております。）今後も、督促の強化を行い、早期回収に努めてまいります。</p> <p>(2) 平成25年度、事前調定の事務処理を行っていなかった事から今後につきましては、事務引き継ぎを綿密にし適正な事務処理を行ってまいります。</p>

所管課	学事課
表題	高等学校授業料及び幼稚園保育料等の収入未済金について
3	<p>平成24年12月31日現在の授業料等の収入未済額は、以下のとおりである。</p> <p>負担の公平性の観点から、適正な債権管理を行い、早期回収に努められたい。</p>
措置内容 (改善中)	<p>授業料、保育料等の滞納者に対しましては、教育委員会におきましても幼稚園及び高等学校からの報告による把握を行い、今年度末には督促状の送付を実施し、回収を強化してまいります。また、時効に達している債権につきましては、不納欠損処理を行い、適正な債権管理を行ってまいります。今後も、引き続き幼稚園、高等学校と協力しながら債権の回収の強化に努めてまいります。</p>

## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

(第2回目)

1. 通知を行った者

東大阪市教育委員会委員長 戸山 隆明

2. 通知を受けた日

平成26年10月21日

3. 監査結果に関する報告

平成25年3月26日監報第13号 監査結果報告書

4. 監査の対象

学校園所管事務

○ 検討又は改善を要する事項(2項目)

所管課	施設整備課(学校園)
表題	備品の管理について
1	<p>備品の管理に関し、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 学校園に配備されている備品が、長期間にわたり使用されずに保管されているもの。 (縄手東小学校、縄手北幼稚園、小阪幼稚園)</p> <p>(2) 既に廃棄された備品が、学校園備え付けの備品台帳カードに記載されているもの。 また、学校園が備品を廃棄し廃棄の通知を行っているが、施設整備課備え付けの備品カードには備品廃棄の処理がされていないもの。 (縄手北中学校、花園中学校、小阪中学校、縄手東小学校、縄手北幼稚園、玉串幼稚園)</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) 学校園で未利用となっている原動機付自転車については、他校購入時等に可能な限り有効活用できるよう努めてまいります。なお、小阪幼稚園の公印は、回収し適切に処理いたしました。</p> <p>(2) 指摘の備品カード処理についてはすべて適切に処理いたしました。今後も引き続き、学校園における備品の適切な管理に努めてまいります。</p>



所 管 課	施設整備課（学校園）
表 題	消防施設の整備について
2	<p>学校園の消防施設については、学校園の所在地を管轄する消防署の立ち入り検査を受けている。</p> <p>ところで、平成24年8月に行われた立ち入り検査において、不良、不備の指摘を受けた消防設備について、整備が行われていないものが見受けられた。</p> <p>子どもたちの安全、安心な教育環境のためにも、消防施設の早期整備に取り組みたい。</p> <p>（縄手北中学校、花園中学校、小阪中学校、花園小学校、小阪小学校、縄手北幼稚園）</p>
措置内容 (改善中)	<p>指摘の内容については、例年予算確保の要求を行っているところですが、十分な措置がなされておりません。予算確保がされない中、緊急性の高いものから順次改善しているところです。</p> <p>今後も予算確保に努め、消防署の指摘事項及び緊急性等を勘案して改善を図ってまいります。</p>

